四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）、第四十二項、第四十七項及び第四十八項（同条第四十九項」に、「同条第四十二項」を「同条第五十項」に改め、同条第六項の改正規定中「第五十三条第四十三項」に」を「第五十三条第五十一項」に、「）の」を「同じ。）の」に、「）並びに」を「同じ。）並びに」に」に改め、同条第七項の改正規定中「第三十五項」に」の下に「「法人税割額から」を「法人税割額（同条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用しないで計算した金額とする。）から」に」を加え、「第三十九項まで及び第四十項（同条第四十一項」を「第三十八項まで、第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）、第四十二項、第四十七項及び第四十八項（同条第四十九項」に、「同条第四十二項」を「同条第五十項」に改め、同条第十二項の改正規定中「第三百二十一条の八第四十三項」に、「附則第八条の二の二第七項又は第九項」を「」を「第三百二十一条の八第五十一項」に、「）の」を「同じ。）の」に、「）並びに附則第八条の二の二第七項又は第九項」を「同じ。）並びに」に改め、同法附則第九条第十一項の改正規定中「同条第十一項」の下に「及び第十二項」を加え、同条第十三項の改正規定中「次項において「連結申告法人」という。）を「（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人（次項において「連結申告法人」という。）を除く。）」に改め、同条第十五項の改正規定中「比較雇用者給与等支給額を控除した」を「控除対象新規雇用者給与等支給額」に、「金額に、第七十二条の十五第一項」を「に、第七十二条の十五第一項」に、「計算した」を「計算した金額」に改め、第二条に次の改正規定を加える。

附則第四十八条及び第四十九条を次のように改める。

第四十八条及び第四十九条　削除

第七条のうち特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第十四条第一項の改正規定中「第五十三条第四十五項、第四十八項及び第四十九項」を「第五十三条第五十三項、第五十六項及び第五十七項」に、「第三百二十一条の八第四十五項、第四十八項及び第四十九項」を「第三百二十一条の八第五十三項、第五十六項及び第五十七項」に改める。

附則第七条第九項中「五号施行日の」を「令和四年三月三十一日の」に改める。

附則第十九条第一項及び第三項を削り、同条第二項中「及び令和三年度」を削り、同項を同条とする。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百二十三条第一項中「この条及び第二百三十四条第五項において」を削る。

第二百三十一条の二第六項及び第七項を削り、同条の次に次の六条を加える。

（指定納付受託者に対する納付の委託）

第二百三十一条の二の二　普通地方公共団体の歳入（第二百三十五条の四第三項に規定する歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。）を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定納付受託者（次条第一項に規定する指定納付受託者をいう。第二号において同じ。）に納付を委託することができる。

一　歳入等の納付の通知に係る書面で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。

二　電子情報処理組織を使用して行う指定納付受託者に対する通知で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。

（指定納付受託者）

第二百三十一条の二の三　歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの（以下「指定納付受託者」という。）は、総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

2　普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3　指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。

4　普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

（納付事務の委託）

第二百三十一条の二の四　第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けた指定納付受託者は、当該委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができる。

（指定納付受託者の納付）

第二百三十一条の二の五　指定納付受託者は、第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、普通地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。

2　指定納付受託者は、第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

3　第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

（指定納付受託者の帳簿保存等の義務）

第二百三十一条の二の六　指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2　普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十一条の四の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3　普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十一条の四の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5　第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指定納付受託者の指定の取消し）

第二百三十一条の二の七　普通地方公共団体の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一　第二百三十一条の二の三第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二　第二百三十一条の二の五第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四　前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2　普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

第二百三十一条の三第三項中「、法律」を「又は法律」に改め、「の歳入」の下に「（以下この項及び次条第一項において「分担金等」という。）」を加え、「当該歳入」を「当該分担金等」に改め、第二編第九章第三節中同条の次に次の一条を加える。